

公共事業における紛争解決手続きの選好*

Preferences for Conflict Resolution Strategies in Public Works Project*

福野光輝**・大淵憲一***

By Mitsuteru FUKUNO** and Ken-ichi OHBUCHI***

1. はじめに

われわれの生活に必要な社会資本の整備において公共事業は重要な役割を果たしているが、一方でその問題点も指摘されている。ひとつは、その制度上あるいは財政上の問題であり、公共事業自体の非効率性が政治経済学やジャーナリズムの観点から議論されている¹⁾⁻³⁾。もうひとつは、公共事業の実施により社会全体の利益を高めようとする行政と、それによってさまざまな負担を強いられる地域住民との利害対立をどのように調整すべきかという執行上の問題がある。後者の問題の重要性は、諫早湾の干拓問題や長野県のダム問題をみればあきらかであろう。行政と地域住民の合意形成に関しては、近年、さまざまな研究がおこなわれているが⁴⁾⁻⁵⁾、利害対立とその調整に注目した研究の蓄積は少ない⁶⁾。

現実の紛争解決過程は、当事者がどのような解決手続きを選択するかによって左右される⁷⁾。紛争解決手続きは、当事者が共同で意思決定をおこなうものと、第三者介入による意思決定にわけられる。公共事業にそくして考えれば、前者は直接交渉や住民投票、後者は調停や裁判といった解決手続きがそれにあたるだろう。また、厳密には解決手続きではないが、市民の代表である議会や政府が行った決定は受け入れるべきであるとする考えも、利害対立を暗黙理に調整する選択肢のひとつである。本研究の目的は、現実の利害対立が想定される場面において、決定の受容も含めたどのような紛争解決手続きが選好され、またそれらがどのような要因によって規定されているかをあきらかにすること

である。具体的には、公共事業に対する意識調査をおこない、手続きの公正評価と社会全体の効率志向性が紛争解決手続きの選好に与える影響を検討する。

(1) 手続き的公正評価

紛争解決手続きに対する選好を規定するひとつの要因は手続き的公正評価である⁸⁾⁻⁹⁾。手続き的公正研究は、権威者からの公正な処遇や手続きの使用が、権威者の決定に対する人々の受容を促進することを示してきた¹⁰⁾。このことから、行政による公共事業の計画実施過程が公正と知覚されるほど、人々は議会や行政主導による意思決定手続きを選好すると予想される(仮説1)。これに対して、住民投票や直接交渉は当事者自身が意思決定過程に関与する度合いが強いことから、決定コントロールおよび過程コントロールの高い手続きであると考えられる。そのため、公共事業の計画を担う行政に対して人々が手続き的公正を強く知覚している場合には、住民投票や直接交渉への手続き選好は弱まると考えられる(仮説2)。同様に、第三者機関による調停や裁判は、それによって決定結果に対する直接のコントロールは失われるが、いずれも第三者が中立的に介入することによって過程コントロールは維持される。このことから、手続き的公正評価は調停や裁判といった第三者による意思決定手続きに対しても負の関連を示すだろう(仮説3)。

(2) 効率志向性

手続き的公正評価が人々に対する行政側の配慮を反映する一方で、効率志向性は、一部の住民に負担が強いられる場合でもパレート最適が達成されるのであれば、社会全体の利益を優先すべきであるという考えを反映している。通常、公共事業の実施計画は行政側の策定にもとづくため、人々の効率志向性が高まる

* *Keywords:* 紛争解決手続き、手続き的公正、効率志向性、公共事業評価

** 博(文)、北海学園大学経営学部(札幌市豊平区旭町 4-1-40, fukuno@econ.hokkai-s-u.ac.jp)

*** 博(文)、東北大学大学院文学研究科

につれ、手続き的公正評価と同様に、議会や行政主導の意思決定手続きへの選好も強まると予想される(仮説4)。

(3) 手続き的公正評価の先行因

行政システムが公正であるかどうかを判断する際、人々が注目するのは国の諸機関がその意思決定や問題処理において適切に機能しているかどうかである¹¹⁾。本研究では、国の機能評価として後述する7つの項目について測定した。

2. 方法

全国16市町に在住の有権者3,000名を対象に、2001年3月から4月にかけて郵送法による質問紙調査を行った。標本抽出は選挙人名簿にもとづき等間隔抽出法(系統抽出法)によりおこなった。有効回答数は872名(男性434名、女性394名)で、回収率は28.7%であった。平均年齢は52.07歳($SD = 14.73$)で、範囲は20歳から95歳までであった。

回答者には次の項目に対し自分の考えにどれくらいあてはまるかを1点(全然そう思わない)から6点(強く思う)で評定させ、概念ごとの平均値をもちいてステップワイズ重回帰分析によるパス解析をおこなった。

(1) 政府の機能評価

行政システムの機能について、機能性、合理性、代表制、効率性、情報収集、情報開示、説明責任の点から評価させた($M = 2.60, SD = .54$)。

(2) 手続き的公正評価

公共事業における行政の対応について、発言機会、信頼性、尊重、中立性の点から評価させた($M = 2.58, SD = .83$)。

(3) 効率志向性

たとえ一部の住民に負担を強いることになっても社会全体の利益が大きければ事業を実施すべきであるかどうかについて2つの項目で評価させた($M = 3.69, SD = .94$)。

(4) 紛争解決手続きの選好

公共事業の実施において社会全体の利益を高めるためには地域住民の負担が不可欠な場合、それを公正に解決するためにどのような手続きを重視すべきか、現実的に利用可能だと思われる5つの手続き：行政主導($M = 2.91, SD = 1.07$)、住民投票($M = 4.07, SD = 1.03$)、直接交渉($M = 4.78, SD = 1.00$)、調停($M = 4.41, SD = .97$)、裁判($M = 3.55, SD = 1.15$)のそれぞれについて評価させた。

3. 結果と考察

図1に示したように、行政に対する手続き的公正評価は議会もしくは行政主導による意思決定手続きへの選好を強め、仮説1は支持された。さらに手続き的公正評価は、直接交渉と調停に対する選好を弱めたが、住民投票と裁判への選好とは関連がなく、仮説2および仮説3は部分的にしか支持されなかった。また政府の機能評価は、行政主導の意思決定手続きおよび住民投票に対する選好を強めることが示された。効率性は議会や行政主導による意思決定を直接強め、仮説4は支持された。同時に効率志向性は住民投票に対する選好も強めた。政府の機能評価は手続き的公正評価と効率性の両方を強めた。

手続き的公正評価が行政主導の意思決定に対する選好を高めたことから、従来の知見と一貫して、手続き的公正と権威者による決定への受容的態度は強く関連していることが確認された。その一方で、行政に対する手続き的公正が低く評価される場合には、人々は、行政主導の意思決定手続きを支持しなくなるばかりでなく、市民の側に決定コントロールもしくは過程コントロールを積極的にとりもどそうとする傾向が認められた。このことは、人々が権威者の決定に対する受容的態度を強めたり弱めたりするだけでなく、

権威者に対して能動的なはたらきかけをおこなうという研究視点の重要性を示唆する。裁判はいずれの変数からも影響を受けなかった。裁判はそのコストが大きいとともに紛争当事者間の関係を悪化させやすいことが知られている¹²⁾。本研究の対象者は一般市民であり、公共事業に対する関心は比較的高かったものの ($M = 4.53, SD = 1.11$)、かならずしもその当事者として回答したわけではなかった。裁判への選好が強まるためには、公共事業にともなう負担に対して、より焦点が向けられる必要があるかもしれない。

謝辞

本研究は平成12年度文部科学省科学研究費補助金(基盤研究(B))(2)、代表者大淵憲一、課題番号11410028)の助成を得た。

参考文献

- 1) 五十嵐敬喜・小川明雄: 都市計画: 利権の構図を超えて 岩波新書, 1993.
- 2) 五十嵐敬喜・小川明雄: 公共事業をどうするか 岩波新書, 1997.
- 3) 井堀利宏: 公共事業の正しい考え方: 財政赤字の病理 中公新書, 2001.
- 4) 曾根真理・濱田俊一・田中良寛: 都市計画決定の合意形成過程に関する研究 第55回土木学会年次学術講演会講演概要集, 2000.

- 5) 白田幸生・藤本聡・山下武宣: 質的研究法によるパブリックインボルブメントプロセスの分析 第55回土木学会年次学術講演会講演概要集, 2000.
- 6) 大方潤一郎: 住民参加型計画と合意形成型計画 都市計画, **210**, 35-38, 1997.
- 7) Pruitt, D. G., & Carnevale, P.J. D.: *Negotiation in social conflict*. Buckingham: Open University Press, 1993.
- 8) Houlden, P., LaTour, S., Walker, L., & Thibaut, J.: Preference for modes of dispute resolution as a function of process and decision control. *Journal of Experimental Social Psychology*, **14**, 13-30, 1978.
- 9) Leung, K.: Some determinants of reactions to procedural models for conflict resolution: A cross-national study. *Journal of Personality and Social Psychology*, **53**, 898-908, 1987.
- 10) Lind, E. A., & Tyler, T. R.: *The social psychology of procedural justice*. New York: Plenum Press, 1988.
- 11) 大淵憲一・今在慶一朗: 国民による国に対する公正感とコミットメントおよびその機能評価 心理学研究, **70**, 310-318, 1999.
- 12) Lewicki, R. J. & Sheppard, B. H.: Choosing how to intervene: Factors affecting the use of process and outcome control in third party dispute resolution. *Journal of Occupational Behavior*, **6**, 49-64, 1985.

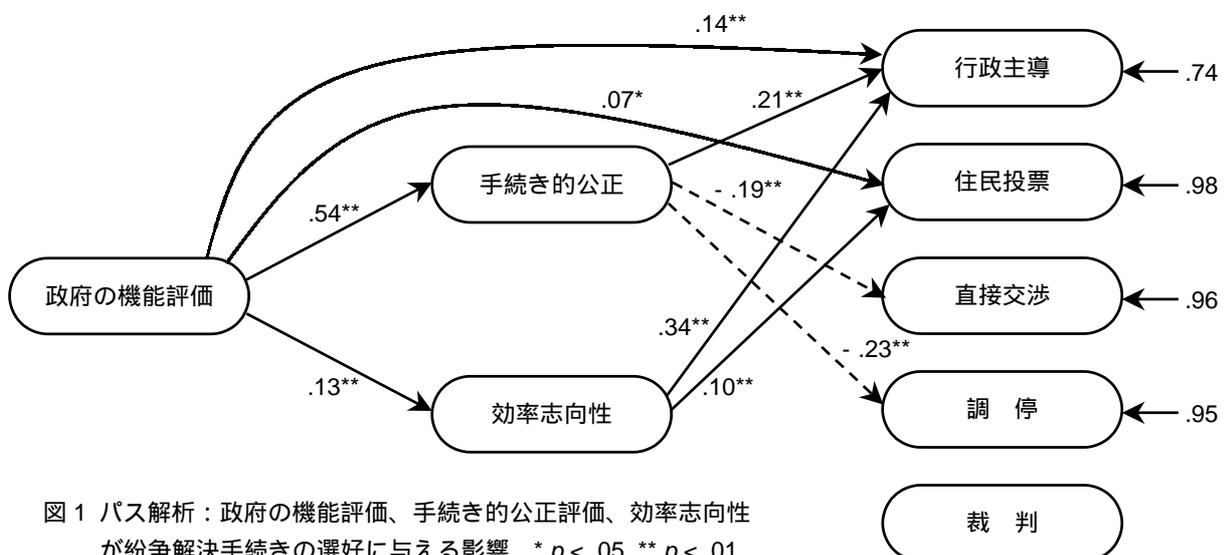


図1 パス解析: 政府の機能評価、手続き的公正評価、効率志向性が紛争解決手続きの選好に与える影響 * $p < .05$. ** $p < .01$.